

入札案内書

(物件:土地(指宿市十町字塩入ノ前1325番1))

公有財産売払一般競争入札実施要領

《令和8年4月1日公告物件》

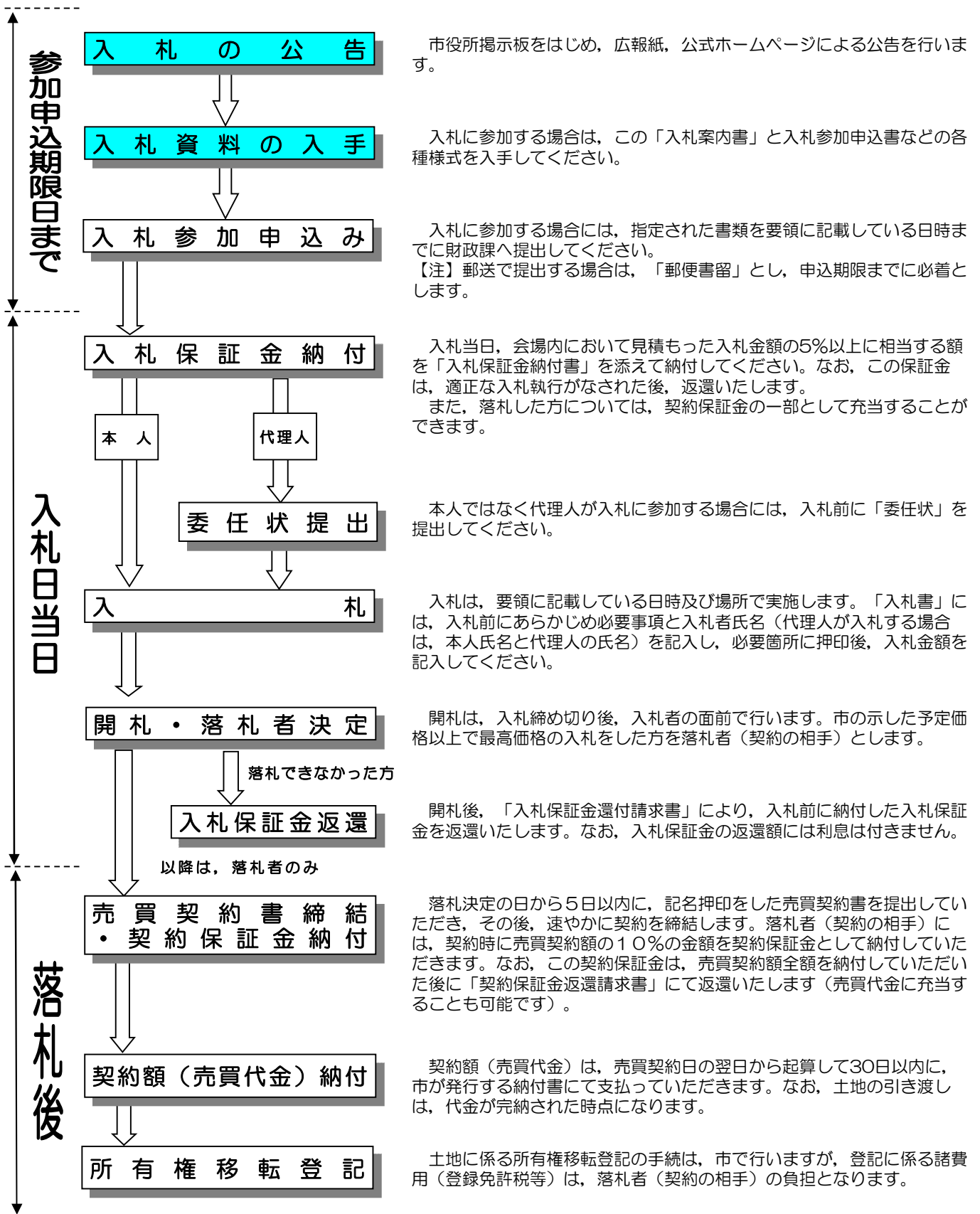
指 宿 市

目 次

公有財産売払いにおける一般競争入札の手續きのながれ	1
公有財産売払一般競争入札実施要領	2～5
1 入札に付する物件及び日程等	
2 入札参加資格	
3 入札の参加方法	
4 入札日の持参品	
5 入札方法	
6 落札者の決定方法	
7 契約の締結	
8 売買代金の支払方法	
9 所有権の移転	
10 用途の制限	
11 その他	
物件内容	6
物件案内図	7
物件写真	8
入札に係る書類様式（記入例）	
【様式1】 公有財産売払一般競争入札参加申込（及び誓約）書	9
【様式2】 委任状	10
【様式3】 入札保証金納付書・領収書	11
【様式4】 入札保証金還付請求書・領収書	12
【様式5】 入札書（本人入札の場合）	13
【様式5-②】 入札書（代理人入札の場合）	14
【様式6】 入札書の封筒表記	15
銀行振出小切手の見本	16
【様式7】 公有財産売買契約書	17～20
提出書類確認表	21

◆公有財産売払いにおける一般競争入札の手続きのながれ

※手続きの詳細については、次ページ以降の「公有財産売払一般競争入札実施要領」(以下「要領」といいます。)をご参照ください。



市役所掲示板をはじめ、広報紙、公式ホームページによる公告を行います。

入札に参加する場合は、この「入札案内書」と入札参加申込書などの各種様式を入手してください。

入札に参加する場合には、指定された書類を要領に記載している日時までに財政課へ提出してください。

【注】郵送で提出する場合は、「郵便書留」とし、申込期限までに必着とします。

入札当日、会場内において見積もった入札金額の5%以上に相当する額を「入札保証金納付書」を添えて納付してください。なお、この保証金は、適正な入札執行がなされた後、返還いたします。

また、落札した方については、契約保証金の一部として充当することができます。

本人ではなく代理人が入札に参加する場合には、入札前に「委任状」を提出してください。

入札は、要領に記載している日時及び場所で行います。「入札書」には、入札前にあらかじめ必要事項と入札者氏名(代理人が入札する場合は、本人氏名と代理人の氏名)を記入し、必要箇所に押印後、入札金額を記入してください。

開札は、入札締め切り後、入札者の面前で行います。市の示した予定価格以上で最高価格の入札をした方を落札者(契約の相手)とします。

開札後、「入札保証金還付請求書」により、入札前に納付した入札保証金を返還いたします。なお、入札保証金の返還額には利息は付きません。

落札決定の日から5日以内に、記名押印をした売買契約書を提出していただき、その後、速やかに契約を締結します。落札者(契約の相手)には、契約時に売買契約額の10%の金額を契約保証金として納付していただきます。なお、この契約保証金は、売買契約額全額を納付していただいた後に「契約保証金返還請求書」にて返還いたします(売買代金に充当することも可能です)。

契約額(売買代金)は、売買契約日の翌日から起算して30日以内に、市が発行する納付書にて支払っていただきます。なお、土地の引き渡しは、代金が完納された時点になります。

土地に係る所有権移転登記の手続きは、市で行いますが、登記に係る諸費用(登録免許税等)は、落札者(契約の相手)の負担となります。

公有財産売払一般競争入札実施要領

1 入札に付する物件及び日程等

入札に付する物件の内容、入札までの日程及び問合せ先は、次のとおりです。

物件	土地	所在地	指宿市十町字塩入ノ前1325番1
		地積	873.53㎡
		地目	宅地
	予定価格	9,704,000円	

入札までの日程	入札参加申込期限	持参	令和8年 5月15日(金) 17時00分まで
		郵送	令和8年 5月15日(金) 17時00分までに必着
	入札・開札	日時	令和8年 5月20日(水) 10時00分 ※9時30分から受付を行います。その際に入札保証金を納付いただきます。
		場所	指宿市役所 指宿庁舎 1階 第1会議室

問合わせ先及び入札参加申込先	指宿市総務部 財政課 財産契約係 堀内 電話 0993-22-2111
----------------	--

※ 物件の内容の詳細は、6～8ページに掲載してあります。

2 入札参加資格

入札に参加する方が次に掲げる事項に該当しない方であれば、個人、法人又は共有名義を問わず、どなたでも入札に参加できます。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 指宿市の市税等を滞納している者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後、2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者
 - イ 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく本市に関係する契約を履行しなかった者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体に所属した者

3 入札の参加方法

入札に参加するには、次に掲げる書類を入札参加申込期限までに市財政課へ直接持参又は郵便書留により申込みを行ってください。※21ページの提出書類確認表を参照

- (1) 公有財産売払一般競争入札参加申込書兼誓約書（様式1，記入例：9ページ）
- (2) 指宿庁舎税務課納税係（9番窓口）又は山川庁舎若しくは開聞庁舎の市民福祉課市民税務係で市税の滞納がないことを証明する「完納証明書」を取得してください。なお、発行手数料が必要です。
- (3) 申込人の印鑑登録証明書

4 入札日の持参品

(1) 委任状

委任状（様式2，記入例：10ページ）は入札参加申込者本人（共有とされる場合は共有者全員）が入札に参加する場合は不要ですが、本人ではなく代理人が入札に参加する場合は、入札前に提出していただきます。

(2) 印鑑

入札書に押印するため、入札参加申込者本人の印鑑（印鑑登録済み印）を持参してください。

ただし、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑（委任状の代理人(受任者)欄に押印したものと同一の印鑑）を持参してください。

(3) 入札保証金

入札しようとする金額の5%以上に相当する額の入札保証金を指定の納付書（様式3，記入例：11ページ）において入札前に納付していただきます。落札者の入札保証金は、売買契約締結日まで還付しませんが、契約保証金又は売買代金へ充当できます。落札しなかった方の入札保証金は、入札終了後「入札保証金還付請求書」（様式4，記入例：12ページ）と引き換えに還付いたします。なお、入札保証金を還付する場合は、利息は付きません。

《注意事項》

- ※1 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手で納付できます。
- ※2 銀行振出小切手については16ページをご参照ください。

(4) 収入印紙

入札者が法人又は個人営業者の場合、入札保証金を還付するときその領収書1枚ごとに200円の収入印紙が必要ですので事前に用意してください。ただし、非課税法人や個人（営業に関しない者）の場合には必要ありません。

(5) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

5 入札方法

(1) 入札保証金の納付と委任状の提出・・・入札前までに

《注意事項》

- ※3 受付等は、入札開始時間の30分前から行います。入札開始直前は、受付が混み合う場合がありますので、なるべく早めにお越しの上、受付等を終了されますようお願いいたします。
また、入札開始時間に遅れますと入札には参加できませんのでご注意ください。

(2) 入札方法（入札書の記入方法は、13～15ページ参照）

入札には所定の入札書を用い、入札者（入札に来た者）の住所及び氏名を表記した封筒に入札書を入れて提出しなければなりません。

入札書には、入札者の住所、氏名を記入の上、押印するものとし、金額の記入には算用数字（1，2，3，4，・・・）を用い、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入してください。

押印については、入札参加申込者本人が入札する場合は、本人の印鑑（印鑑登録をしている印鑑）を押印してください。ただし、代理人が入札する場合は、代理人本人の印鑑（委任状に押印した代理人の印鑑と同じ印鑑）を押印してください。

提出済みの入札書は、その事由の如何にかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことができません。

(3) 入札の無効

次の事項に該当する場合は、入札が無効となります。

- ア 入札参加資格を有しない者がした入札
- イ 入札参加申込みをしていない者がした入札
- ウ 1入札につき2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）を提出した入札
- エ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- オ 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の記名押印のない入札書による入札
- カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- キ 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- ク 入札保証金が納付されていない場合又は納入金額が不足の場合の入札
- ケ 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をした入札
- コ 談合その他の不正な行為があったと認められる入札
- サ 送付、電報又は電送により提出された入札書による入札
- シ その他入札条件に違反したと認められる者のした入札

(4) 入札金額

入札金額は土地を購入したい金額を記入してください。

6 落札者の決定方法

(1) 開札

開札は入札者の面前で行います。

(2) 落札決定

開札の結果、市が示した予定価格以上の額で最高の価格の入札をした者を落札者とします。ただし、予定価格以上の額で最高の価格の入札をした者が複数名いるときは、くじ引きによって落札者を決定します。

7 契約の締結

(1) 売買契約書案の提出（契約書様式は17～20ページ参照）

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に市が準備した契約書の案（2通）に記名押印の上、提出していただきます。

売買契約書の1通（市が保有する分）には、契約金額に応じて次の収入印紙を貼付していただきます。

契約金額（売買金額）	収入印紙（印紙税額）※令和9年3月31日まで軽減税率適用
500万円を超え、1,000万円以下	5,000円
1,000万円を超え、5,000万円以下	10,000円

(2) 契約の締結

売買契約の締結は落札者が契約書案を提出した後に速やかに行います。

売買契約締結と同時に契約保証金として契約金額の10%（円未満切上げ）の金額を現金又は銀行振出小切手で納付していただきます。

契約保証金には、入札前に納付した入札保証金を充当することができます。充当する場合は別途「入札保証金充当申出書」を提出していただきます。

なお、契約保証金は売買代金に充当できるものとし、充当する場合は、別途「契約保証金充当申出書」を提出していただきます。充当しない場合は売買代金納付後に全額返還します。利息は付きません。

8 売買代金の支払方法

売買代金は、売買契約締結の日の翌日から起算して30日以内に市が発行する納入通知書により納付していただきます。

《注意事項》

※4 売買代金が指定期日までに納付されなかった場合は契約保証金は市に帰属することとなり返還されませんのでご注意ください。

※5 納付期限が土・日曜日及び祝祭日の場合、その日の前日が納付期限となります。

9 所有権の移転

(1) 物件の引渡し

売買代金全額が納付されたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡します。

《注意事項》

※6 現地での引渡しは原則として行いません。必ず事前に現地の確認を行ってください。

(2) 所有権移転登記

契約締結及び契約履行のほか、登記に必要な費用は落札者（購入者）の負担となります。

なお、所有権の移転登記は、土地の引渡し終了後、市において行います。

10 用途の制限

取得された土地については、契約書において次の制限が付されますのでご注意ください。

(1) 用途指定期間とその内容

購入者は、売買契約締結の日から5年間は、購入した土地を次の事業又は事務所等の用に供することはできません。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する事業
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体の事務所

(2) 用途指定期間中の実地調査

市は、(1)の指定期間中において(1)に定める制限事項の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができます。また、購入者は、正当な理由なくしてこの実地調査を拒み、妨げ又は忌避することはできません。

(3) 用途指定期間中の違反に伴う違約金

購入者は、(1)及び(2)の条件に違反した場合は、市の定める金額を違約金として市に支払わなければなりません。

11 その他

(1) 登記にかかる登録免許税

$$\text{登録免許税} = \text{課税標準の価格} \times 2.0\%$$

※課税標準の価格は、固定資産税課税台帳価格（入札物件の近傍宅地の固定資産税課税台帳価格に批准して算定）です。

(2) 土地取得後にかかる固定資産税及び不動産取得税

$$\text{固定資産税（土地）} = \text{課税標準の価格} \times 1.4\%$$

$$\text{都市計画税（土地）} = \text{課税標準の価格} \times 0.1\%$$

$$\text{不動産取得税（土地）} = (\text{課税標準の価格} \times 1/2) \times 3\%$$

※課税標準の価格は、固定資産税課税台帳価格（入札物件の近傍宅地の固定資産税課税台帳価格に批准して算定）です。

(3) その他

本要領に定めのない事項は、市契約規則その他関係法令等の定めるところによって処理します。

物 件 内 容

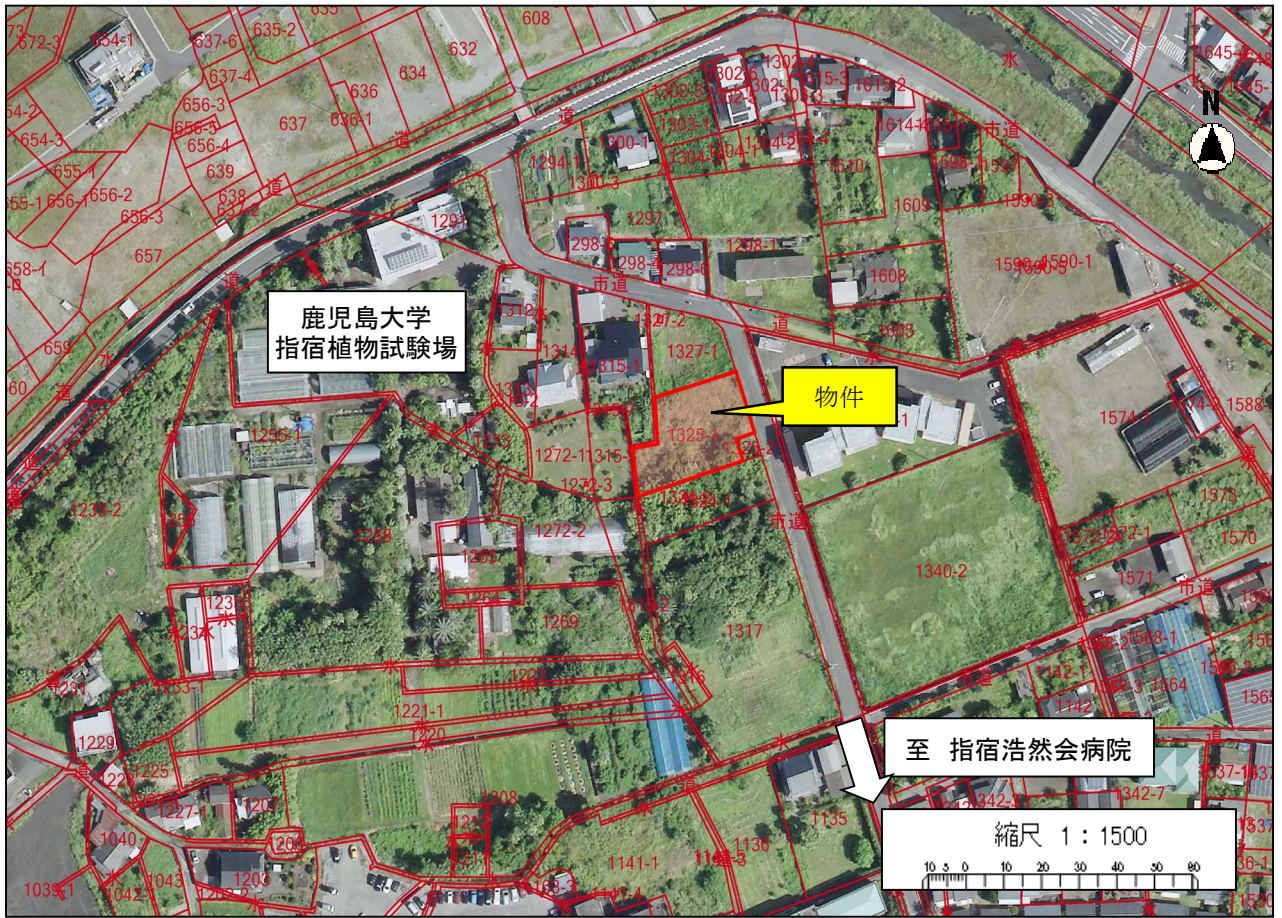
物件番号	①			
区分	土地			
所在地	指宿市十町字塩入ノ前1325番1			
地積及び地目	873.53㎡	地目	宅地	
道路と物件との関係	東側は市道（幅員約6.0m）に面している。			
法令等制限	都市計画	都市計画区域内		
	建築基準	用途地域	第1種中高層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	容積率
	その他	防火地域等	指定なし	
農業振興地域		地域外		
供給処理施設の状況	施設項目	事業所名	電話番号	
	電 気	接続可能	九州電力鹿児島営業所 0120-879-565	
	上水道	接続可能	指宿市水道課 0993-22-2111	
	下水道	無		
交通機関	ガ ス	プロパン	民間会社	
	JR指宿枕崎線「二月田駅」まで北西に約1.5km, 車で約4分 JR指宿枕崎線「指宿駅」まで南に約2.0km, 車で約5分			
公共施設等	指宿市役所指宿庁舎まで北西に約1.0km			
	市立柳田小学校まで北西に約1.4km 市立南指宿中学校まで南西に約3.0km			
現況及び重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現況引渡しとなります。 ・本土地の付近は過去に浸水がありました。 ・本土地は都市計画（十町土地区画整理事業）の計画決定範囲内です。建築物等建築の際は、都市計画法第53条に基づく許可申請が必要となります。 			
問合せ先	指宿市役所 総務部 財政課 財産契約係 堀内 〒891-0497 指宿市十町2424番地 TEL0993-22-2111			

物件案内図

物件番号

①

位置図



※現在の周辺状況と異なる場合があります。

物 件 写 真

物 件 番 号

①

写 真 ①



写 真 ②



公有財産売払一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

指宿市長 打越 明司 殿

申し込み日

申込人

印鑑登録をしている印鑑

物件を購入したい者の
住所・氏名・電話番号

住 所 指宿市十町〇〇〇〇番
氏 名 指 宿 太 郎 印
電話番号 (0993) 22-2111

令和8年5月20日に実施される下記公有財産の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、公有財産売払一般競争入札実施要領を承知の上、参加を申し込みます。

また、入札に際し、入札物件の状況、公有財産売買契約書の内容、入札説明等のすべてを承諾の上、参加しますので、後日これらの事項につき指宿市に対し、一切異議及び苦情等を申しません。

記


物件区分	所 在 地
土地	指宿市十町字塩入ノ前1325番1

- (注) 1 夫婦等親族の共有名義で参加する場合は、各名義人連名でお願いします。
 2 印鑑証明書を必ず添付してください。
 3 「指宿市の市税等の滞納がないことの証明書」を必ず添付してください。

委 任 状

代理人（受任者）

代理で入札に参加される方の住所・氏名

住 所 指宿市十町〇〇〇〇番地
氏 名 山 川 花 子 印 

代理人の印鑑
(認印でも可)

私は、上記の者を代理人と定め、下記公有財産の一般競争入札及び見積りに関する権限を委任します。


物 件 区 分	所 在 地
土地	指宿市十町字塩入ノ前1325番1

令和 年 月 日 入札を代理人に委任した日

指宿市長 打越 明司 殿

入札者（委任者）

物件を購入したい方の住所・氏名

住 所 指宿市十町〇〇〇〇番地
氏 名 指 宿 太 郎 印 

印鑑登録をしている印鑑

(注) 入札者（委任者）の印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

記入例

入札保証金納付書

第 号

一 金	〇〇〇〇〇〇円
-----	---------

入札に参加する者が入札しようとする金額の5%以上の額

【入札保証金の種類】

保証金の種類を○で囲む(小切手の場合は銀行名・記号番号・額面金額を記入する)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">現金</div>	小切手	銀行名	
		記号番号	
		額面金額	

ただし、公有財産

物件区分	所 在 地
土地	指宿市十町字塩入ノ前1325番1

の売払いに係る入札保証金として

上記のとおり納付します。

令和 年 月 日

保証金納付日

契約担当者 指宿市長 打越 明司 殿

保証金を納付手続した人(本人又は代理人)の住所・氏名

本人の場合:
印鑑登録をしている印鑑
代理の場合:
委任状に押印した印鑑

納入者 住 所 氏 名 指宿市十町〇〇〇〇〇〇地 指宿太郎 印

----- きりとり線 -----

上記にならない、
の欄のみ記入してください

入札保証金領収書

第 号

一 金	〇〇〇〇〇〇円
-----	---------

【入札保証金の種類】

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">現金</div>	小切手	銀行名	
		記号番号	
		額面金額	

ただし、公有財産

物件区分	所 在 地
土地	指宿市十町字塩入ノ前1325番1

の売払いに係る入札保証金として

上記のとおり領収しました。

令和 年 月 日

指宿太郎 殿

出納員 指宿市総務部財政課

印

記入例

入札保証金還付請求書

第 号

一 金	〇〇〇〇〇円
-----	--------

入札前に納付した(する)保証金額

【入札保証金の種類】

(現金)	小 切 手	銀 行 名	
		記 名 番 号	
		額 面 金 額	

保証金の種類を○で囲む(小切手の場合は銀行名・記号番号・額面金額を記入する)

ただし、公有財産

物 件 区 分	所 在 地
土 地	指宿市十町字塩入ノ前1325番1

の売払いに係る入札保証金

上記の入札保証金の還付を請求します。

令和 年 月 日 保証金請求日

契約担当者 指宿市長 打越 明司 殿

保証金を納付手続きした人(本人又は代理人)の住所・氏名

納入者 住 所 氏 名

指宿市十町〇〇〇〇番地
指宿太郎 印

本人の場合：印鑑登録をしている印鑑
代理の場合：委任状に押印した印鑑

上記にならない、
の欄のみ記入してください

入札保証金還付金領収書

一 金	〇〇〇〇〇円
-----	--------

【入札保証金の種類】

(現金)	小 切 手	銀 行 名	
		記 名 番 号	
		額 面 金 額	

入札者が法人や個人名で営業している場合、200円の収入印紙が必要です。

ただし、公有財産

物 件 区 分	所 在 地
土 地	指宿市十町字塩入ノ前1325番1

の売払いに係る入札保証金還付金として

上記のとおり領収しました。

令和 年 月 日

出納員 指宿市総務部財政課長 殿

本人の場合：印鑑登録をしている印鑑
代理の場合：委任状に押印した印鑑

住 所 氏 名

指宿市十町〇〇〇〇番地
指宿太郎 印

① 本人が入札する場合の 記入例

入 札 書

物件区分	土地
所在地	指宿市十町字塩入ノ前1325番1

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
------	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

購入したい金額を記入してください。
金額は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入してください。

申込人の住所・氏名

入札者 住所 指宿市十町〇〇〇〇番地

氏名 指 宿 太 郎

印 

印鑑登録をしている印鑑

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

契約担当者

指宿市長 打越 明司 殿

注意：入札金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入してください。

令和 年 月 日 上記入札金額での落札決定通知を確かに受けました。 印

入 札 書

物件区分	土地
所在地	指宿市十町字塩入ノ前1325番1

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
------	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

購入したい金額を記入してください。
金額は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入してください。

入札者 住所 指宿市十町〇〇〇〇番地

氏名 指 宿 太 郎 印

申込人の住所・氏名
(押印不要)

代理人 住所 指宿市十町〇〇〇〇番地

氏名 山 川 花 子 印 

代理人の住所・氏名

契約担当者

指宿市長 打越 明司 殿

受任者本人の印鑑
(委任状に押印した印鑑)

注意：入札金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入してください。

令和 年 月 日 上記入札金額での落札決定通知を確かに受けました。 印

入札書の封筒表記の 記入例

《本人が入札する
場合の封筒》

入札書

物件 指宿市十町字塩入ノ前1325番1(土地)

入札者

住所 指宿市十町〇〇〇〇番地
氏名 指宿 太郎

申込本人の住所・氏名を記入する

《代理人が入札する
場合の封筒》

入札書

物件 指宿市十町字塩入ノ前1325番1(土地)

入札者

住所 指宿市十町〇〇〇〇番地
氏名 山川 花子

代理人の住所・氏名を記入する

※ 銀行振出小切手の見本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（預金小切手又は預手という）のみです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常振出人、支払人とも同一金融機関です。

CC01234	小 切 手	〇〇 2305 0181-201
支払地 〇〇市 〇〇町 (株) 〇〇銀行 〇〇支店		
¥ 〇〇〇〇〇〇※		
上記の金額をこの小切手と引替に持参人殿へ お支払ください。		
振出地 〇〇市 〇〇町 振出日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		(株) 〇〇銀行 〇〇支店 支店長 〇 〇 〇 〇 印

- (注) ① 振出人、支払人とも同一金融機関であること。
② 持参人又は無記名であること。
③ 振出日から5日以内であること。
④ 電子交換所によるものであること。
⑤ 線引きされていない小切手であること。

公有財産売買契約書(案)

指宿市（以下「甲」という。）と ●● ●● （以下「乙」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（売買）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を次条以下の約定で乙に売り渡すことを約し、乙はこれを買受けることを承諾する。

所在地	数量 (㎡)	摘要
指宿市十町字塩入ノ前1325番1	873.53㎡	土地(宅地)

（信義誠実の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金は、金●●●●●●円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金●●●●●●円（売買代金100分の10）を甲に納入しなければならない。ただし、売買代金を即納したときは、契約保証金を免除することができる。

- 2 前項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当することができる。
- 5 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払及び遅延利息）

第5条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納入期限までに甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、その責めに帰すべき理由により、売買代金を前項の納入期限までに甲に支払わなかったときは、売買代金について、当該納入期限の翌日から支払のあった日までの期間につき、当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における政府契約の支払遅延防止当に関する法律

(昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額(その額が100円未満であるときはその額を, その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を甲に支払わなければならない。

(登記に必要な書類)

第6条 乙は, 本契約締結の際に, あらかじめ所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転及び登記の嘱託登記)

第7条 売買物件の所有権は, 乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

2 売買物件の所有権が乙に移転した後, 遅滞なく前条に掲げる登記の嘱託をするものとする。
この場合の登録免許税等所有権移転登記に要する費用は乙の負担とする。

(売買物件の引き渡し)

第8条 前条第1項の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに売買物件の引き渡しがあったものとする。

(危険負担)

第9条 乙は, 本契約締結の時から売買物件の引き渡しの時までにおいて, 当該物件が甲の責めに帰すことができない事由により滅失又はき損した場合には, 甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は, 本契約締結後, 売買物件に種類, 品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見しても, 売買代金の減免, 追完請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(用途の制限)

第11条 乙は, 本契約締結の日から5年を経過するまでの間, 契約物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業, 同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する事業又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体の事務所用に供してはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、乙の本契約履行について必要があると認めるときは、乙に対し、随時その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿、書類、売買物件その他の別件調査（実地調査を含む。）をし、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、前2条に規定する義務に違反したときは、第3条に規定する売買代金の3割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であって、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第15条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約に係る費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損した場合で甲が請求したときは、契約解除時の時価による減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項のただし書の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、前項に規定する損害以外の損害を甲に与えているときで甲が請求したときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、売買代金を返還する場合において、乙が遅延利息、違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金を当該遅延利息等の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第20条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、指宿市の関係条例及び規則等によるほか、甲乙両者協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、指宿市の所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

上記の契約締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

	指宿市十町2424番地	
売 払 人 (甲)	指宿市	
	指宿市長 打越 明司	印
買 受 人 (乙)	住 所 ●●●	
	氏 名 ●● ●●	印

提出書類確認表

	手続きに必要な物品	様式	主な注意点	確認欄
入札参加時	公有財産売払一般競争入札参加申込書兼誓約書	様式1	本書の9ページに従って記入しましたか？ 印鑑登録してある印鑑を押印しましたか？	
	完納証明書	—	いずれかの庁舎の税務窓口で証明書を取得してください。発行手数料が必要です。	
	印鑑登録証明書	—	印鑑登録している市町村窓口で証明書を取得してください。発行手数料が必要です。	
入札当日	入札書	様式5 (代理人の場合5-②)	本書の13～14ページに従って記入しましたか？ 氏名、住所は記入しましたか？ 次の印鑑を押印しましたか？ 【本人】印鑑登録済みの印鑑 【代理人】委任状に押印したものと同一の印鑑	
	入札用封筒	様式6	本書の15ページに従って記入しましたか？ 入札書は封入しましたか？ 氏名・住所は記入しましたか？	
	委任状	様式2	本書の10ページに従って記入しましたか？ 入札参加申込者本人が参加せず、代理人が入札に参加する場合は必要です。	
	入札保証金納付書	様式3	本書の11ページに従って記入しましたか？ 入札金額の5%以上を記入していますか？	
	入札保証金還付請求書	様式4	本書の12ページに従って記入しましたか？	
	印鑑	—	【本人】印鑑登録済みの印鑑 【代理人】委任状に押印したものと同一の印鑑	
	入札保証金	—	入札金額の5%以上を準備しましたか？	
	収入印紙	—	法人又は個人名で営業している方は、200円の収入印紙が必要です。指宿市役所指宿庁舎の総合案内所でも購入できます。	
	筆記用具	—	黒のボールペン又は黒の万年筆	
契約時 (落札決定から5日以内)	契約書	様式7	市が準備します。 契約来庁日を事前にお知らせいただき、当日、手続きをしていただきます。	X
	売買代金	—	契約日に、売買契約金額の10%の金額を契約保証金として納付又は売買契約額全額を納付していただきます。	
	収入印紙	—	契約書に貼る収入印紙が必要です。指宿市役所指宿庁舎の総合案内所でも購入できます。	
	印鑑	—	落札者本人の印鑑登録してある印鑑をご持参ください。	